

喜多方市ドメスティック・バイオレンスの防止 及び被害者の保護・支援のための基本計画

〈第3次改定版〉



「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」

令和5年3月

福島県喜多方市

目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	基本理念と目標	2
4	計画の期間	3
第2章	国や県、本市のDV対策の動向	4
1	国・県の動向	4
2	喜多方市の動向	6
第3章	基本目標	7
基本目標Ⅰ	暴力を許さない社会づくり	8
基本目標Ⅱ	安心して相談できる体制づくり	9
	配偶者暴力相談支援センター	11
基本目標Ⅲ	安全な保護の実施体制づくり	12
基本目標Ⅳ	自立のための支援体制づくり	13

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

ドメスティック・バイオレンス^(※)（以下「DV」）とは、配偶者や恋人・パートナーなど親密な関係にある者から振るわれる身体的、精神的、性的、経済的、社会的、子どもを巻き込んだ暴力など、あらゆる暴力のことをいいます。多くの場合は、男性から女性に対するもので、加害者となる男性の中には、夫をはじめ、内縁の夫、別居中の夫、前夫、元婚約者、交際中の恋人、以前交際していた男性なども含まれます。

女性に対する暴力は、人権を侵害する重大な問題であるにもかかわらず、これまで長い間「家庭内の問題」とされ、暴力であるという認識がなされませんでした。平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成25年7月改正により、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」となった。以下「DV防止法」という。）が制定され、DVが犯罪をも含む人権侵害であることと認識されました。その後平成16年、平成19年、平成25年及び令和元年には法改正により制度の充実が図られています。

特に、平成19年の改正では、市町村における基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センター（以下「DVセンター」という。）機能の強化が努力義務となり、市民にとって最も身近な行政主体である市町村の役割が重視されるとともに、被害者の生命や身体に重大な危害が加えられるおそれの大きいと裁判所が判断した場合の保護命令制度が拡充されました。

このような状況から、本市では平成24年3月にDVの防止や被害者の保護・自立支援の基本的な考え方を示すとともに、各関係機関と連携し、市民が一体となってDVの防止、相談体制の充実、被害者の自立支援など配偶者からの暴力に対する総合的な取組を推進するため、喜多方市ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の保護・支援のための基本計画（以下「基本計画」という。）を策定したところです。

さらに、平成25年7月には、配偶者間の暴力だけでなく、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、DV防止法の適用対象となりました。

このたび、現在の基本計画の計画期間が令和4年度をもって終了するに当たり、DV防止法の改正や関係機関等の意見を踏まえ、基本計画の改定を行うものです。

2 計画の位置付け

この計画は、「喜多方市総合計画」、「喜多方市男女共同参画推進基本計画」と整合性を図った計画です。また、この計画は、DV防止法第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置付けます。

3 基本理念と目標

DVの防止及び被害者の保護・支援を図るための施策を実施するために、次のとおり基本理念と目標を定めます。

(1) 基本理念

DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。暴力を生み出す社会構造についても広く認識し、DVの防止に向けて、社会全体で取り組む必要があることから、基本理念を『ドメスティック・バイオレンスを許さない社会』とします。

(2) 基本目標

基本理念に基づき、DVの防止に向けた基本目標を次のとおりとします。

基本目標Ⅰ 暴力を許さない社会づくり

DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるとの認識を深め、あらゆる機会を捉えて暴力防止に向けた普及啓発を行います。

暴力を許さない社会の実現のため、暴力の防止、通報や相談への対応、保護、自立支援等多くの段階にわたって、県、市町村、地域が連携・協力して、様々な年齢層に対する意識づくりを進めます。

基本目標Ⅱ 安心して相談できる体制づくり

暴力を発見する可能性の高い機関が、DVセンターや警察などに通報しやすいよう、具体的な対応方法や連携の仕組みづくりを進めます。

増加しているDVに関する相談件数や、複雑化する多様な相談内容に適切に対応できるよう、喜多方市福祉事務所を、相談・指導・安全の確保・各種援助等を行う、女性相談窓口としての機能の充実に努めます。

基本目標Ⅲ 安全な保護の実施体制づくり

DV被害者の安全確保が最優先課題であることを認識し、関係機関が連携し、情報管理の徹底や被害者の状況に配慮しながら、保護を実施します。

被害者の多様なニーズへの対応が可能となるよう、保護体制を充実します。保護命令やその他の被害者の安全を確保する措置が適切になされるよう、関係機関が連携して被害者の安全な保護に取り組みます。

基本目標Ⅳ 自立のための支援体制づくり

D V被害者が、生活を再建し自立するために関係機関が連携し、総合的な支援体制を整備します。

被害者の自立のために、地域や民間支援団体等からの様々な支援が期待されることから、行政や地域、民間支援団体が連携・協力して支援することが可能な環境の整備を推進します。

4 計画の期間

計画期間は2023（令和5）年度から2027（令和9）年度の5年間とします。なお、今後の社会情勢等の変化により、必要に応じ見直しを図っていくものとします。

※ドメスティック・バイオレンス

配偶者や恋人など親密な関係にある（あった）者から振るわれる暴力。身体的暴力・精神的暴力・性的暴力・経済的暴力又はこれに準じる心身に有害な影響を及ぼす言動（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」）

第2章 国や県、本市のDV対策の動向

1 国・県の動向

(1) 国の動き

国においては、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が進められてきました。しかし、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、家庭で行われるため潜在化しやすく、その発見が困難で被害者の救済が必ずしも十分に行われていないという世論の高まりがありました。

こうしたことから、配偶者からの暴力を防止し被害者を保護するため、平成13年10月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が制定されました。この法律の成立により、配偶者からの暴力に係る通報、相談、自立支援等の体制を整備することにより被害者の保護が図られることとなりました。

また、平成16年にはDV防止法が改正され、精神的暴力・性的暴力にもDV定義の対象が拡大されたほか、退去命令の延長や、子どもへの接近禁止命令等の保護命令制度の拡充、国におけるDVの防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針並びに施策の実施に関する基本的な計画策定、国及び地方公共団体の責務として被害者が自立支援することを含む適切な保護の明確化などが、平成19年のDV防止法の改正では、市町村における基本計画の策定と、DVセンター機能の強化が努力義務となり、被害者の生命や身体に重大な危害が加えられるおそれ大きいと裁判所が判断した場合の、保護命令制度の拡充などが盛り込まれました。

さらに、令和元年6月のDV防止法の改正では、全国でDVに関連する死亡事件や、DVと密接に関連するとされる児童虐待死亡事件が発生していることから、DVセンターが相互に連携・協力すべき機関として児童相談所が法文上明確化されました。

(2) 県の動き

福島県では、平成13年4月にDV防止法が制定（令和元年6月改正）されたことを受けて、平成14年4月にDVセンターを県内に8か所設置し、被害を受けている方の支援を行っています。

平成15年には、被害の潜在化の防止や暴力からの救済による問題解決や生活再建の支援を適切に実施するため、関係機関に対する「配偶者からの暴力に対する相談対応マニュアル」を作成（平成29年3月改定）しています。また、平成16年4月には、DVをはじめとする暴力の被害者や様々な悩みを抱える方々の保護、支援施設として機能を果たすため、「女性のための相談支援センター」を設置しました。

また、平成19年のDV防止法の改正をはじめとした状況の変化を踏まえ、平成21年3月「福島県ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の保護・支援のための基本計画」が改定されて以降、本県における現状と課題、関係法令の改正や社会情勢の変化等を鑑み、最新では令和2年3月に改定されました。

(3) 県の主な取組

- ① 男女共同参画の推進に関する条例 (平成 13 年度～)
- ② DVセンターの指定 (平成 14 年度～)
福島県婦人相談所（現「女性のための相談支援センター」）、
男女共生センター及び各保健福祉事務所の県内 8 か所を指定
- ③ 女性のための相談支援センターの整備 (平成 14 年度～)

【沿革】

- ・昭和 32 年 5 月 1 日 婦人相談所開設
- ・昭和 33 年 4 月 1 日 「婦人相談所」及び「しゃくなげ寮」業務開始
- ・平成 15 年 12 月 26 日 福島県女性のための相談支援センター条例公布
- ・平成 16 年 4 月 1 日 福島県女性のための相談支援センター業務開始
- ④ 「配偶者からの暴力に対する相談対応マニュアル」の作成 (平成 15 年度～)
- ⑤ 夜間休日の相談時間延長・一時保護機能の拡充 (平成 16 年度～)
- ⑥ 同伴児の保育の拡充 (平成 17 年度～)
- ⑦ 医療機関関係者向けリーフレットの作成配布 (平成 18 年度～)
- ⑧ 福島県ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の
保護・支援のための基本計画策定 (平成 18 年 3 月)
- ⑨ デートDV防止プログラムの策定 (平成 19 年度～)
- ⑩ 福島県ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の
保護・支援のための基本計画改定 (平成 21 年 3 月)
- ⑪ 市町村職員研修事業 (平成 21 年度～)
- ⑫ デートDV防止啓発リーフレット作成配布 (平成 22 年度)
- ⑬ 被災者を対象としたDV防止法啓発リーフレット作成配付 (平成 25 年度)
- ⑭ 福島県ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の
保護・支援のための基本計画〈第 3 次改定〉 (平成 27 年 3 月)
- ⑮ 「配偶者からの暴力に対する相談対応マニュアル」〈改定〉 (平成 29 年 3 月)
- ⑯ 福島県ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の
保護・支援のための基本計画〈第 4 次改定〉 (令和 2 年 3 月)
- ⑰ 「配偶者からの暴力に対する相談対応マニュアル」〈改定〉 (令和 4 年 3 月)

2 喜多方市の動向

喜多方市では、昭和45年より婦人相談員（現女性相談員）を配置するとともに、昭和61年より母子相談員（現母子自立支援員）を配置し、婦人保護事業や母子家庭への資金貸付をはじめ、生活相談や生活指導等、女性の自立支援と保護を行っています。

DVを原因とする相談や家族・親族等との関係など家庭内における相談のほか、就労や住環境のことなど、相談者を取り巻く社会環境に関する相談も多く、相談内容が複雑化する傾向にあります。

なお、本市では、「喜多方市男女共同参画推進条例」（平成18年制定）第8条第1項第3号で男女間における暴力的行為を行ってはならないとするとともに、平成29年3月に策定した「第3次喜多方市男女共同参画推進基本計画」においては、「男女間の暴力の防止」及び「被害者の保護や自立支援の促進」を基本施策として掲げ、様々な取り組みを進めており、令和3年5月には母子避難先の拡充を図りました。

第3章 基本目標

「ドメスティック・バイオレンスを許さない社会」の基本理念のもと、DVの防止と被害者支援のための取組を次の4本柱で進めることとします。

基本目標Ⅰ 暴力を許さない社会づくり

基本目標Ⅱ 安心して相談できる体制づくり

基本目標Ⅲ 安全な保護の実施体制づくり

基本目標Ⅳ 自立のための支援体制づくり

基本目標Ⅰ 暴力を許さない社会づくり

現状と課題

- DVのほとんどは家庭内や親しい間柄において行われることや、また、社会的にも夫婦・パートナー間の問題とされてきたため、潜在化しやすく、被害が深刻化しやすい特性があります。DV被害を受けながらDVと気づかない被害者や、相談することをためらう被害者も多く、その原因として、男女の固定的な役割分担意識や女性の自立の困難さ、暴力を容認しがちな社会風潮等が考えられます。
家庭内では、DVのみならず、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待等、弱い立場の人々への虐待が潜在化しています。
- 夫婦間のみならず、「デートDV」と呼ばれる未婚の親しい男女間での暴力も発生し、問題となっています。DVに対する認識と理解を得るために、家庭・学校・地域において、DV防止に積極的な啓発活動を展開する必要があります。

施策の方向

- ① **DV予防のための広報・啓発活動の充実**
 - ・ 人権擁護委員・民生委員等の活動を通して人権尊重意識の啓発を図ります。
 - ・ 広報紙等を活用してDV防止や男女共同参画に関する情報発信に努めます。
 - ・ ホームページを活用した継続的な啓発に努めます。
- ② **小・中学校、高等学校等における性に関する教育の推進**
 - ・ 児童・生徒の発達段階に応じ、望まない妊娠や性感染症の拡大を防止するとともに、生命尊重、人権尊重、男女平等、男女間の相互理解と協力の重要性などについて、性に関する教育等の充実を図ります。
 - ・ 教育委員会、医師会、保健福祉事務所等関係機関と連携しながら、思春期保健教育の充実を図ります。
- ③ **あらゆる暴力を防ぐ環境づくり**
 - ・ 各組織の連携により、地域社会に密着した相談支援体制の充実を図り、虐待防止活動を支援します。
 - ・ 地域ぐるみで防犯活動を促進します。
- ④ **デートDV防止啓発事業の実施**
 - ・ 県作成の「デートDV防止プログラム」を活用し、男女の人権の尊重や若い男女間の暴力防止についての認識を深めるための取組を進めます。

基本目標Ⅱ 安心して相談できる体制づくり

現状と課題

- 喜多方市福祉事務所には相談窓口（社会福祉課）がありますが、相談者や通報者にとってより利用しやすくなるよう、相談窓口を明確にしていくとともに、被害者の立場に立った支援ができるよう、関係機関が連携して支援を図ることが必要です。
- DV防止法第6条に規定する発見者からの通報について、有効な取組が行われるよう、医療機関や関係機関等に対して周知に努めることが必要です。
- 関係機関との情報の共有、秘密保持などについては、個人情報保護の観点から情報管理を徹底する必要があります。
- 市民にとって最も身近な行政主体である市においても、相談窓口としてDVセンター機能を充実させる必要があります。
- 被害者が選択できる最善の支援策や法制度の助言、福島県の「配偶者等からの暴力に対する相談対応マニュアル」に則った適切な対応を図り、職務担当者による二次被害を防止することが重要です。

施策の方向

- ① **相談体制の充実**
 - ・ 相談窓口担当者のほか、関連業務の担当者の資質向上に努めるとともに、二次被害の防止を図ります。
 - ・ 相談室を利用し、安心して相談ができるよう秘密の保持に努めます。
- ② **医療関係機関との連携強化**
 - ・ 暴力を受けた被害者を発見したときは、被害者の安全確保や、意志を尊重し、守秘義務を理由にためらうことなく、警察や医療機関に通報するなど、関係機関との連携の強化を図ります。
- ③ **民生児童委員・人権擁護委員・女性相談員等各相談員との連携**
 - ・ DVのパンフレット等の配布を行い、DVについての理解を深める取組を推進します。各種相談員は、被害者の早期発見に努めるとともに、被害者に対する支援に努めます。また、通報したことで、通報者が加害者からの圧力や追跡及び暴力の被害に遭わないよう、十分に配慮することに努めます。
- ④ **関係機関との連携と情報の共有化**
 - ・ 警察や女性のための相談支援センター等、関係行政機関や地域の民間団体と連携を強化し、適切な対応に努めます。
 - ・ 関係機関との連携により情報を共有化する一方、被害者に関する情報の取り扱いについては細心の注意が求められることから、情報管理の徹底に努めます。

⑤ **女性相談窓口機能の充実**

- ・ 喜多方市福祉事務所を、相談・指導・安全の確保・各種援助等を行う、女性相談窓口としての機能の充実に努めます。

⑥ **相談対応マニュアルの活用**

- ・ DVの相談をすることによる二次被害を防止するとともに、関係機関と連携を図りながら適切に対応するため、県が作成した相談対応マニュアルに則った適切な対応を図ります。

配偶者暴力相談支援センター

DV防止法第3条により、都道府県は適切な施設において配偶者暴力相談支援センター（DVセンター）としての機能を果たすようにすることとされています。福島県内では、女性のための相談支援センター、男女共生センター、6つの県保健福祉事務所及び郡山市こども家庭相談センターがDVセンターの機能を担っており、以下の業務を行っています。

- ① 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - ② 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - ③ 被害者及びその同伴家族の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - ④ 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援護を行うこと。
 - ⑤ 保護命令制度^注の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡その他の援助を行うこと。
 - ⑥ 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- ※ このうち②③については、女性のための相談支援センターのみが行っています。また、市町村においては、適切な施設においてDVセンターの機能を果たすよう努めるものとされていることから、相談対応職員への研修の充実等により、DVセンターとしての機能を果たせるよう、喜多方市福祉事務所の機能の充実を図ります。

（注）保護命令制度

配偶者や生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力を防ぐため、被害者の申立てにより、裁判所が、加害者に対し、被害者へのつきまとい等をしてはならないこと等を発する命令です。

保護命令手続きにおいては、保護命令の申立てをする被害者を「申立人」、申立ての相手となる配偶者や生活の本拠を共にする交際相手を「相手方」といいます。

保護命令には「申立人への接近禁止命令」、「申立人への電話等禁止命令」、「申立人の子への接近禁止命令」、「申立人の親族等への接近禁止命令」及び「退去命令」があります。

基本目標Ⅲ 安全な保護の実施体制づくり

現状と課題

- 暴力を避けるために家を出た、寄宿先のないDV被害者が身を寄せる場所として、女性のための相談支援センターがあります。被害者や同伴する家族を一時保護する場合は、女性のための相談支援センターまで安全確保のため、関係機関と連絡を図りながら職員が移送を行います。夜間の移送など被害者の心身に大きな負担がかかる場合は、緊急避難場所を提供します。
- 「福島県配偶者からの暴力に対する相談マニュアル」に基づき、警察、女性のための相談支援センター、喜多方市福祉事務所等が連携して被害者の保護に努めます。
- 高齢者・障がい者については、DV被害が潜在化しやすい傾向があり、支援情報から疎遠となっている状態も想定されます。
- 外国籍の被害者には、日本籍の加害者から在留資格取得手続きの協力が得られなかったり、人身取引の被害者である場合もあり、事案に応じて関係機関と連携を図り、適切な対応をとる必要があります。

施策の方向

- ① **緊急時の安全確保及び緊急一時保護**
 - ・ 被害者が保護を求めた時点から一時保護所に入所するまでの間、関係機関と連携して、被害者及び同伴児の安全確保に努めます。
 - ・ DV防止法で規定された被害女性と同伴児について、必要に応じて緊急一時保護に努めます。
- ② **保護命令制度についての支援**
 - ・ 被害者の申立てにより裁判所から加害者へ、「保護命令」を発する制度（被害者への接近禁止命令及び退去命令）の利用について、支援を図ります。
- ③ **外国人・高齢者・障がい者への配慮**
 - ・ 県が作成した外国人向けのパンフレットの活用にも努めます。
 - ・ 福島県国際交流協会で行っている、在住外国人のための総合相談窓口の設置や、トリオフオン（通訳電話:通訳員を交えて3人で話すことができる電話）による相談等について、市民への周知に努めます。
 - ・ 高齢者・障がい者については、DV被害が潜在化しやすい傾向があります。福祉サービスを通じて被害者の発見と相談活動の充実に努めます。
- ④ **関係機関の連携強化**
 - ・ 警察等の関係機関との連携を強化し、ストーカー規制法の適用を積極的に検討し、被害者の安全確保に努めます。

基本目標Ⅳ 自立のための支援体制づくり

現状と課題

- 被害者が自立した生活をするためには、安心できる住宅の確保、経済的基盤の確立、心身のケア、子どもの養育、就労支援、生活保護制度や児童扶養手当の支給など母子家庭に対する支援制度が重要な支援策となります。

このため、各制度の情報提供や利用助言等について、迅速な対応が求められます。

- DV被害者等から住民基本台帳の一部の写しの閲覧拒否などの支援措置の実施を求める旨の申出を受け付けた場合には、警察やDVセンター等の意見を聴き、支援の必要性を確認した上で支援を実施することになっています。

- 民間住宅については、DV被害者等に対して、住宅を貸し渋る業者もあり、被害者の自立の妨げとなっています。

公営住宅、民間住宅いずれの場合にも、保証人の確保が大きな課題となっています。

施策の方向

1 自立支援

被害者の自立支援を推進するため、日常生活や就労について各種制度を活用し、関係機関と連携しながら被害者の自立支援に努めます。

① 就労支援

- ・ ハローワークや雇用相談センター等を活用し、適性や希望にあった事業所への職業紹介に努めます。

② 住宅の確保

- ・ 自立のために住宅の確保ができるよう、公営住宅の弾力的な運用に応じた情報の提供に努めます。

③ 生活保護

- ・ DV被害により生活が困窮し、資産等の活用、親族等の援助が困難な場合については、経済的な自立の目途が立つまでの間、本人の申請に基づき生活保護の利用による支援を行い、暴力からの避難や生活再建などのDV被害者の置かれた特殊な状況に十分配慮した運用に努めます。

また、暴力を受け、負傷している被害者が通院費用を持たない場合でも、医療機関等の診療を受けることができるよう、申請に基づき医療費給付による支援に努めます。

④ 健康保険

- ・ DV被害者の救済と自立を図る観点から、DV被害者とその子どもが配偶者の保険から外れ、自ら新たに健康保険に加入を希望する場合については、他の健康保険の保険者との連携により適正な取り扱いが行われるよう、その徹底を図ります。

⑤ 住民基本台帳の閲覧等

- ・ 被害者の安全確保のため、加害者から請求がなされた場合には請求を拒否するとともに、その他の者からの請求の場合にも、本人確認や請求事由の厳格な審査により適正な取り扱いが行われるよう、その徹底を図ります。

⑥ 就学支援と安全確保

- ・ 教育委員会との連携により、DV被害者の子どもの区域外就学について弾力的に受入れが行われるよう努めます。また、子どもの安全確保と守秘義務の徹底を図ります。
- ・ 家庭児童相談員と保健師等が連携し、心のケア、安全確保、情報管理に努めます。
- ・ 同伴児の就学や保育支援に関して配慮します。

2 アフターケア

① 相談ケア

- ・ 訪問、電話、面接による相談や各被害者に必要なケアを、継続して実施できるように努めます。

② 情報提供

- ・ 同伴児の保育施設への入所や地域子育て支援センターにおける情報提供等、地域の子育て支援活動の支援に努めます。

◎ DV 被害者救済・救助支援制度

